

令和6年度子ども虐待を防止するための  
SNS相談業務委託契約書（案）

## 令和6年度子ども虐待を防止するためのSNS相談業務委託契約書（案）

沖縄県知事玉城康裕(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、令和6年度子ども虐待を防止するためのSNS相談業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

### (委託契約)

第1条 甲は、令和6年度子ども虐待を防止するためのSNS相談業務(以下「委託業務」という。)の実施を委託し、乙はこれを受託する。

### (委託の方法)

第2条 乙は、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託業務を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

### (委託業務契約の期間)

第3条 委託契約の期間は、令和6年〇月〇日から令和7年3月31日までとする。

### (委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として、金〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額〇〇円)を乙に支払うものとする。「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

### (進捗状況の報告等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

### (委託業務内容の変更)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえこの契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- (4) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

- 2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から 30 日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。
- 3 第 1 項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

#### (計画変更の承認)

第 7 条 乙は、仕様書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る内容が軽微なもの(仕様書で定める各費目間の 20 パーセント以内の流用(一般管理費への流用を除く。))である場合
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により、委託した事業を変更しなければならない場合

- 2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

#### (危険負担)

第 8 条 委託業務の実施に応じて生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

#### (委託業務完了報告)

第 9 条 乙は、事業を完了したときは、業務完了後 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、甲に対して実績報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告の提出を受けた場合、速やかに事業完了の確認、検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については、前 2 項の規定を準用する。

#### (委託料の額の確定)

第 10 条 甲は、前条第 2 項の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い方の額とする。

(委託料の支払)

第 11 条 乙は前条に定める通知を受けた後に、委託料(既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額)の支払いを請求することができる。

- 2 甲は乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず概算払いをすることができる。
- 3 甲は、第 1 項及び第 2 項の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第 12 条 乙は、契約保証金として委託金額の 100 分の 10 を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(委託業務の中止)

第 13 条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに委託業務の中止(廃止)申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

(甲による契約の解除及び違約金)

第 14 条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が次に挙げた一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

ア 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(乙による契約の解除)

第15条 乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金)

第16条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により委託期間満了のときまでに業務委託を完了することができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の履行遅滞金は、乙の遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息とする。

3 乙は、甲の責に帰すべき理由により第13条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して請求金額に前項の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(秘密の保持)

第17条 乙は、本契約による作業の一切(甲より開示された資料や情報を含む。)について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 18 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 19 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書等で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は、請負わせる場合はこの限りではない。

4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

5 乙が前各号に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第 14 条第 2 項及び 3 項の規定を準用する。

(関係書類の整備)

第 20 条 乙は、委託業務にかかる収支及び雇用・就業の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを契約の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。

(疑義の協議)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 23 条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定め、消費税額の金額を変更する改定契約を行うこ

ととする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年〇月〇日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (事務従事者への周知)

第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (調査)

第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

#### (事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



(様式1)

〇〇第 号

令和 年 月 日

沖縄県知事殿

法人名  
代表者名

「令和6年度子ども虐待を防止するためのSNS相談業務」実績報告書

令和 年 月 日付けで契約した令和6年度子ども虐待を防止するためのSNS相談業務について、下記の書類を添付の上、報告します。

記

- 1 業務実績報告書(友だち登録者数、相談アクセス数・相談件数、相談内容等の統計資料、アンケート結果)
- 2 決算報告書
- 3 支出内訳明細書
- 4 領収書等綴りの写し